

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除 規 定				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	
試 験 研 究 費 の 額				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	
1				2		3	
控 除 額 対 象 計 算 試 験 研 究 費	同 上 の 中 特 別 試 験 研 究 費 以 外 の 額			4		5	
	(1) の 中 一 般 試 験 研 究 費 の 額 に 係 る 税 額 控 除 の 対 象 と す る 特 別 試 験 研 究 費 の 額			6		7	
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)			8		9	
増 減 計 算 試 験 研 究 費 割 合	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十)「5」)			10		11	
	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)			12		13	
	増 減 試 験 研 究 費 割 合 (6)			14		15	
【No.45】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。				【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
(1) 棚卸資産							
(2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）							
(3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）							
また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。							
そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。							
割 合 の 計 算	(0.01未満の場合は0.01)			16		17	
	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)			18		19	
	税 額 控 除 割 合 $((10)、(11) \text{ 又 } (12)) + ((10)、(11) \text{ 又 } (12)) \times (18)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)			20		21	
税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)				22		23	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21) - (22)				24		25	

【No.49】通算グループ内のいずれかの法人が一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合、別表六(九)付表を作成・添付していますか（自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。）。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

(1) 棚卸資産

(2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）

(3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

別表六(九)

令七・四・一以後終了事業年度分